

No. 1969

2022・4・25

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会

〒728-0013

三次市十日市東3-10-1

ホームページ <http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>

nsyo/

メールアドレス

miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

要求運動こそ民商の真骨頂！

相談活動を役員・会員中心に

―第2回ブロック別要求運動交流会・北部ブロック―

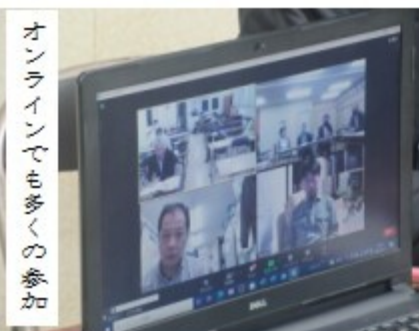
まだまだ続くコロナ禍ですが、広商連（県連）は県内民商の要求運動と相談活動を学び合い、共有しようと3ブロックに分けて要求運動交流会を企画。4月13日に北部三民商（三次・広島北・庄原）が集まり、三次民商を会場にして交流会を行いました。オンラインを含めて全体で23名、三次民商から6名が参加しました。

国重会長の開会あいさつのあと、各民商から今後の課題について大いに議論がありました。国重会長の開会あいさつでは、支援が広がるような対応を、各支部が説明会を開催し、山田要求運動部長も「自分は税金相談員をしているので、自分の所属する支部の班会にはすべて出ました。そこで商売の状況を聞くことが、支援金があることを伝えていきます」と語ります。



北民商の久村会長は「なかなか難しい申請なので、相談者には必ず学習会に参加してもらっている。参加者も多くなっている」と話

国保要求運動部長は「三次民商はなんでも相談会を月2回に増やし、コロナ支援をサポートしている。支援を全会員に伝えきるのは大変だが、その時（多岐・支部）の役員が先頭にたつ

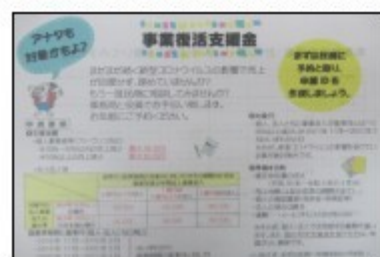


オンラインでも多くの参加

山田副部長は「相談活動は思いやる心が無いと相手も心を開かない。お互い人間力を育てていくことが大事なのではないでしょうか」と話し、どれだけ相談の担い手を増やしていくかが今後の民商の運動に関わってくることを共有した有意義な交流会となりました。

事業復活支援金の注意点

今回の事業復活支援金は4年分の確定申告書が必要です。ですがもし紛失をしていたら、所轄税務署に再発行となるのですが、発行までに約1カ月かかります。締切は5月末までなので間に合わないかもしれません。早めに取り組む必要があります。



要求運動部お手製 事業復活支援金のパンフ

要求運動部が作成した事業復活支援金のパンフレットが完成しました。これを見て該当するかどうか当てはめてみましょう。

三次南支部の中村さん（美容）は、申請していた事業復活支援金が給付されたこと連絡がありました。一回、不備メールは来ましたが民商と一緒に対処。「事業規模が小さくて給付金額は少ないけど、非常に助かった。なんとか商売続けられる」と感想を寄せられました。



出来上
がりました！

これで商売を続けられる！
支援金給付でようやく安堵

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

今週の商工新聞読みどころ

今号の全国商工新聞の4面に
インボイス学習会、5面に役員
が支援金の相談活動をしている
三次民商の記事が掲載されてい
ます。

皆さん見てくださいね～

○令和4・5年度
競争入札等参加資格審査
市が発注する「物品購入、修繕お
よび役務の提供等業務」の競争入札
などに参加を希望される方

○令和3・4年度
競争入札参加資格審査
市が発注する「建設工事」、「測
量・建設コンサルタント等業務」の
競争入札などに参加を希望される方

申請期間：5月9日(月)～
13日(金)

三次市
入札参加資格審査など
の追加申請

コロナ支援の各締切日

◎事業復活支援金

令和4年5月31日(火)

◎広島県月次支援金2月分申請

令和4年4月30日(土)

◎広島県月次支援金3月分申請

令和4年5月31日(火)

◎三次市中小業者月次支援金1月分申請

令和4年4月30日(土)：期限延長

◎三次市中小業者月次支援金2月分申請

令和4年4月30日(土)

◎三次市中小業者月次支援金3月分申請

令和4年5月31日(火)

三次市・リフォーム支援事業補助金

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅のリフォーム工事
を行われた場合に、工事に要した経費の一部と補助します。

受付期間：令和4年5月9日(月)～

令和4年5月23日(月)※土日を除く

申請方法：郵送

申請先：〒728-8501 三次市十日市中2-8-1

三次市商工観光課商工労働・企業誘致係 宛

対象工事	市内にある自己の居住用の住宅で (現に居住している住宅に限る。所有者の承 諾が得られれば、配偶者、親または子から無 償で借用している建物でも可能) ①住宅の本体部分の増改築・修繕・模様替え 工事 ②補助金交付決定後に着工し、令和5年2月28 日までに完了する工事 ③消費税を除く工事金額が50万円以上の工事
申請資格	①市内に住居を所有する個人で、市税・料を完 納しており、直近の過去3年度以内に三次市リ フォーム支援事業補助金の交付を受けていない こと。 ②申請する工事部分について、市などの他の補 助制度の対象となっていないこと。
補助金額	工事金額の10%以内 最高10万円
工事を行う業 者	●市内に本店を有する法人 ●市内に住居登録及び主たる事業所を有する 個人事業者

三次民商・今後の日程

コロナ支援制度対応日(予約制)

★広島県頑張る中小業者月次支援金
4月26日(火) 午前10時～6時
三次民商事務所

★事業復活支援金
4月27日(水) 午後2時～6時
三次民商事務所

十日市支部事業復活支援金説明会
4月25日(月) 午後6時30分～
三次民商事務所

三次南支部記帳学習会
4月27日(水) 午後2時～
三次民商事務所

どの支部の方でも参加できます。

ゴールデンウィーク中の新聞と事務所について

商工新聞は2日号と9日号の合併号となり、6日に
下します。

事務所はカレンダー通りの開所となります。

1人の会員が1人の会員を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535
(0824) 62-1654